

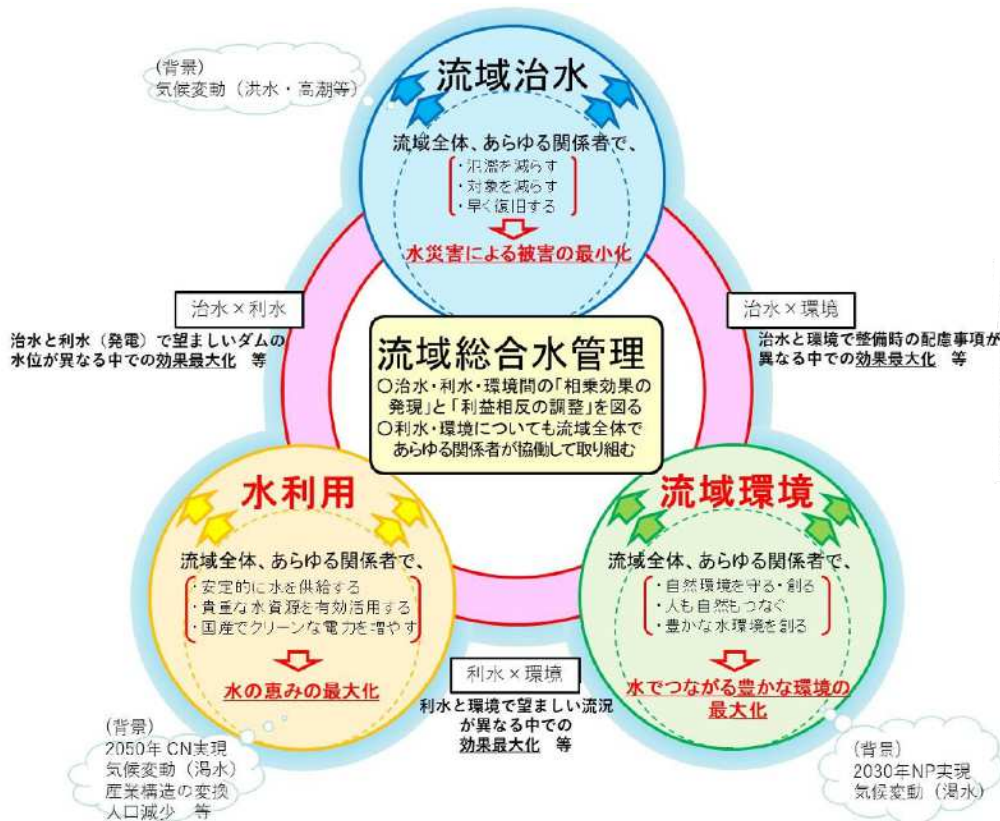
○令和7年6月の国土審議会及び社会資本整備審議会から国土交通大臣への「流域総合水管理のあり方について」の答申を受け、流域総合水管理がスタートしました。今後、全国の一級水系ごとに流域総合水管理に係る取組メニューが検討され、実現に向けた推進体制が立てられるものと予想されます。

○水道システム再構築は、長い年月をかけて形成された広域水利用の仕組みを見直すものであることから、これを相模川における流域総合水管理の柱として、流域の利水、治水、環境に係るあらゆる関係者が一致し推進していくことが効率的であると考えます。本連絡会を水道システム再構築に係る流域総合水管理の連絡調整の場として、必要な関連施策を議題に取り込むことを提案致します。

流域総合水管理の推進

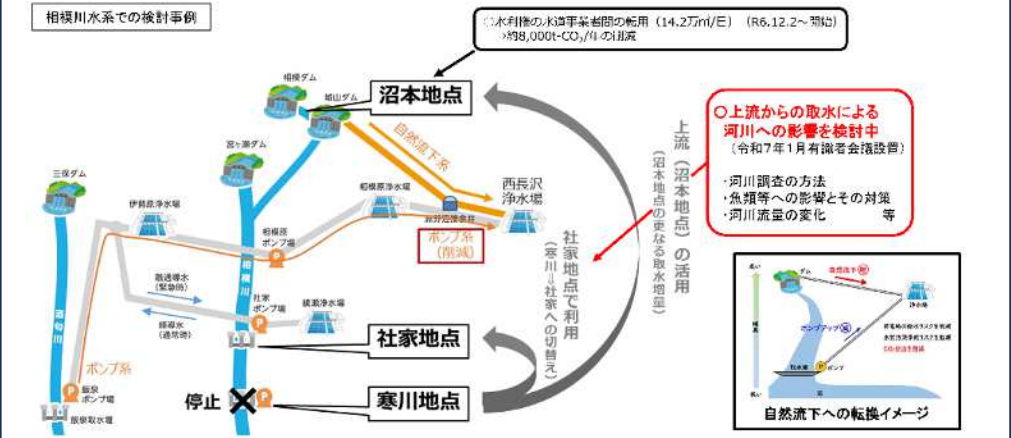
「令和8年度水管理・国土保全局関係予算概要」(令和8年2月18日公表)より

流域治水・水利用・流域環境間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」を図るなど、流域治水・水利用・流域環境の一体的な取組を進めることで「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」を推進する。

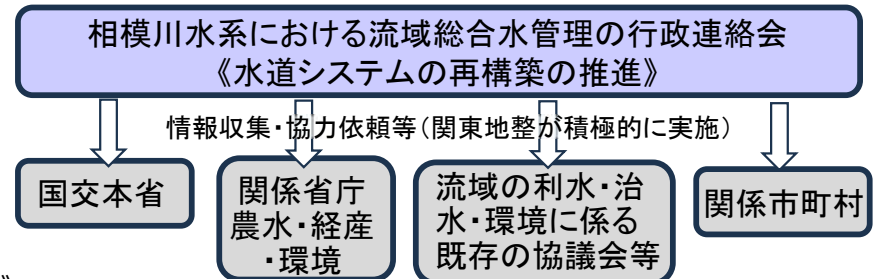


相模川における流域総合水管理の取り組みに向けて ～水道システムの再構築～

(※図は「R7.6国土審議会・社会資本整備審議会「流域総合水管理のあり方について」答申参考資料」より)



《関係機関イメージ》



《メリット》

1. 流域総合水管理の枠組みを通して、関係省庁と集中的に相談する機会が生まれ、様々な課題の早期解決に繋げることが期待できる。
2. 利水・治水・環境に係る関係者と情報及び意見を交換を通して、相互に協力が得られやすい関係を築くことができる。
3. 国土交通省水管理・国土保全局が、令和8年度の主要課題に掲げる「流域総合水管理の推進」に合致する。